

北海道 循環型社会形成の 推進に関する条例





1 条例制定の経緯と背景

〔分野別の現状と課題〕

3Rの推進

- 一般廃棄物のリサイクル率が全国平均に比べ低い。
- リデュース・リユースの取組が弱い。
- 再生品は価格が高く、原材料の安定確保が難しい。

適正処理の推進

- 不法投棄などの悪質化・広域化
- 地域環境の保全や安全・安心なくらしの確保

バイオマスの利活用

- 賦存量の地域的偏在や利用施設の整備など
- 生ごみや家畜ふん尿などの利用拡大

リサイクル関連産業の振興

- 再生品の利活用が低迷
- コストが高く原材料の安定的な確保が困難

北海道環境審議会に制度的枠組みのあり方について諮問

北海道環境審議会「制度的枠組みのあり方」(H19.4.25答申)

制度的枠組みの必要性

- 各主体が3Rや適正処理に向けてその役割を積極的に果たすための制度的な根拠が必要
- 現在の要綱・要領等に基づく取組には限界があり、循環型社会の形成を加速するためには、実効性の高い施策誘導や拘束力・抑止力のある法的な措置が必要

制度的枠組みの考え方

- 各主体の役割や「循環型社会推進基本計画」の位置付けの明確化
- 3Rや適正処理に向けた道民・事業者などの積極的な取組の推進
- 不適正処理の防止のため、優良事業者の育成や一定の行為を規制
- 循環税の活用による、施設整備・研究開発と、循環関連産業の振興

条例の制定が有効

2 条例の概要

北海道循環型社会形成の推進に関する条例(H20.10.14公布)

総則(第1章)

- ・条例の目的
- ・道の責務、事業者の責務、道民の責務
- ・適切な役割分担 など

基本的施策(第2章)

- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・施策の基本事項
- ・率先行動の促進 など

推進施策(第3章)

- ・3Rの推進
- ・循環型社会ビジネスの振興
- ・バイオマスの利活用の推進

廃棄物等の道内における処理(第4章)

- ・廃棄物等の道内処理の原則
- ・道外産業廃棄物の搬入事前協議
- ・協議の内容の変更 など

産業廃棄物の適正処理の推進(第5章)

- ・産業廃棄物を保管する場所の届出
- ・委託した処分の状況の確認及び記録等
- ・土地の適正な管理等 など

廃棄物処理施設の設置手続等(第6章)

- ・特定施設設置等予定者の責務
- ・事業計画書の提出等
- ・環境保全に関する協定の締結

雑則(第7章)

- ・適用除外
- ・規則への委任

罰則(第8章)

- ・罰則
- ・両罰規定

附則

- ・施行日
- ・経過措置
- ・見直し規定
- ・公害防止条例の改正

理念的な事項
(第1~3章)

規制的な事項
(第4~6章)



3 条例のポイント

- 「循環型社会形成に向けた理念」(第1～3章)と「規制的措置」(第4～6章)を併せて規定する全国でも数少ない「総合型の循環条例」
- 「バイオマスの利活用の推進」について規定した全国で初めての循環条例
- 行政指導で実施していた「道外産業廃棄物の搬入事前協議」や「廃棄物処理施設の設置手続」等の手続きを条例で規定
- 条例の実効性を確保するために、主な手続義務違反に対して30万円以下の罰金



4 条例の目的（第1条）

- 循環型社会の形成に関し、各主体の責務を明らかにすること。
- 施策の基本事項や規制事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図ること。
- もって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。



5 道・事業者・道民の責務（第3条～第5条）

○ 北海道らしい循環型社会の形成に向けて、道、事業者、道民の果たすべき責務について規定しています。

道の責務

- ① 総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- ② 市町村の施策への支援
- ③ 施策の実施に当たって、国、市町村、関係機関、団体との連携

事業者の責務

- ① 原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用、適正な処分
- ② 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用、適正な処分
- ③ バイオマスを自ら使用しない場合の他者への提供等利活用推進に資する取組への協力
- ④ バイオマス製品等の利用促進への協力
- ⑤ 道の施策への協力

道民の責務

- ① 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となつた場合の循環的利用促進
- ② バイオマスの利活用の取組への協力
- ③ 道の施策への協力



6 基本的施策（第7条～第13条）

○ 循環型社会の形成に関する基本的な道の施策について規定しています。

| | |
|-----------------|--|
| □ 循環型社会形成推進基本計画 | 循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めます。 |
| □ 率先行動の促進 | 自ら率先して再生品の使用等の取組を行うとともに、道民及び事業者の率先行動に情報提供等必要な措置を講ずるものとします。 |
| □ 教育及び学習の振興等 | 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとします。 |
| □ 調査の実施等 | 施策の策定及び実施に必要な調査を実施するよう努めるとともに、研究及び技術開発の推進に努めるものとします。 |
| □ 事業者等への支援等 | 事業者等の研究及び技術開発に必要な支援を行うよう努めるとともに、顕著な功績があった事業者等に対し顕彰を行うものとします。 |
| □ 財政上の措置 | 循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。 |



7 推進施策（第14条～第22条）

○ 循環型社会の形成を推進するための道の施策について規定しています。

◆ 3Rの推進

| | |
|----------------------------|--|
| □ 廃棄物等の発生及び排出の抑制 | 事業者が、事業活動に際して、原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、情報の提供等必要な措置を講ずるものとします。 |
| □ 循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置 | 事業活動において発生した循環資源を、事業者自ら適正に循環的な利用を行い、又は処分するよう必要な措置を講ずるものとします。 |
| □ 再生品の認定等 | 道内で製造されるか又は道内で開発された技術を用いて製造された再生品の認定に必要な措置を講ずるよう努めるものとします。 |
| □ 環境物品等の調達 | 環境物品等の調達の推進に関する方針を定め、方針に基づき、自ら環境物品等の調達を行うものとします。 |
| □ 産業廃棄物処理業者の育成 | 産業廃棄物の適正な処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者を育成するよう努めるものとします。 |

◆ 循環型社会ビジネスの振興

| | |
|----------------|---|
| □ 循環型社会ビジネスの振興 | 道民、事業者、団体、大学、試験研究機関、国及び市町村との連携の下、循環型社会ビジネスの振興を図るものとします。 |
|----------------|---|

◆ バイオマスの利活用の推進

| | |
|-------------------|--|
| □ バイオマスの循環的な利用の推進 | 道内に存在する豊富なバイオマスの循環的な利用を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとします。 |
| □ 連携の推進 | バイオマスに関係する各主体との連携、地域間の連携、道内外のバイオマスに関係する者等の連携の推進に努めるものとします。 |
| □ 普及啓発の促進 | 技術開発の成果等を事業者等に提供し、バイオマスの収集、運搬、加工及び利用方法について普及啓発に努めるものとします。 |



8 廃棄物等の道内における処理（第23条～第30条）

廃棄物等の道内処理の原則（第23条）

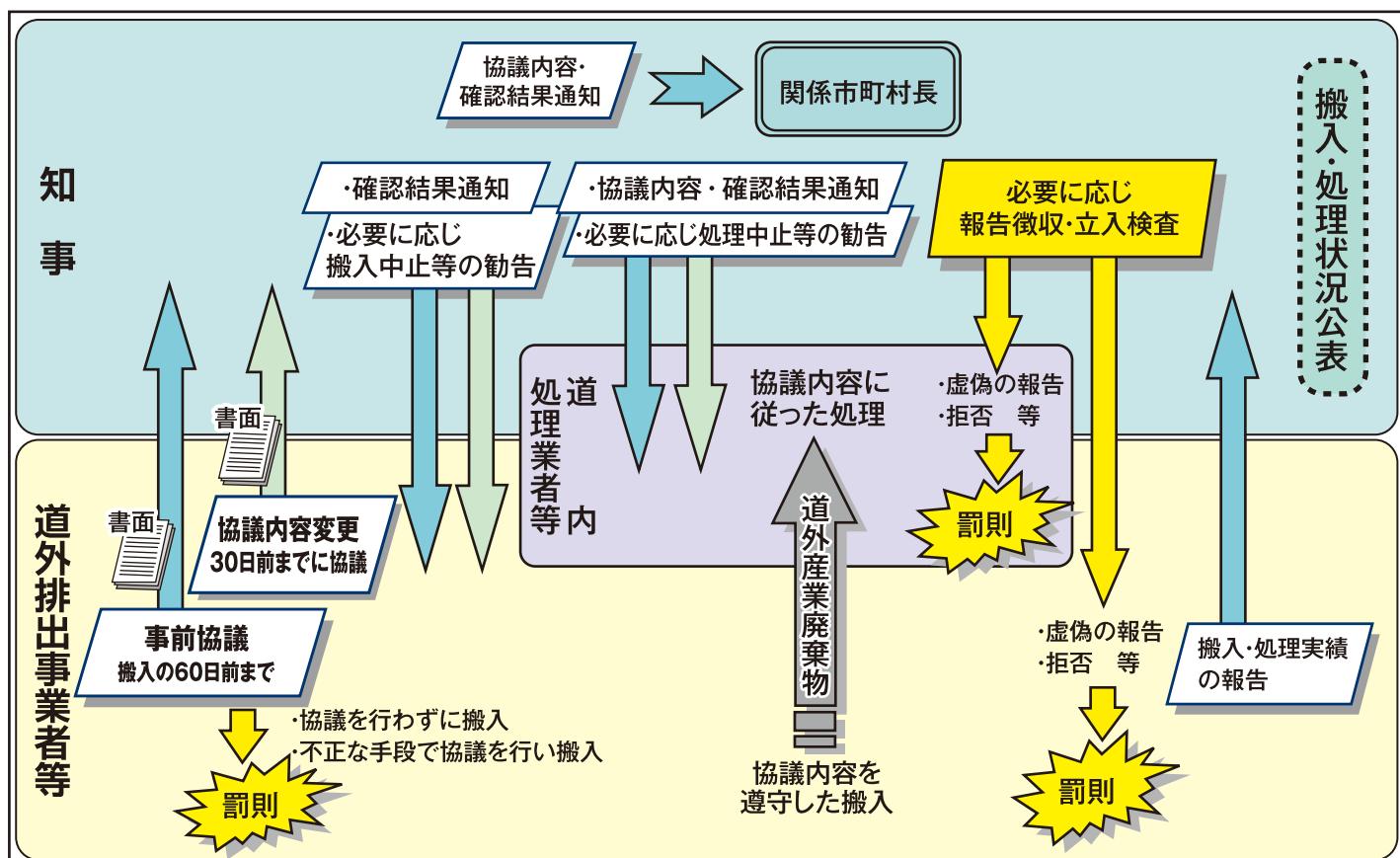
道内における循環型社会の形成の推進を図るために、事業者は、その事業活動に伴って道内で発生した廃棄物等を、道内において循環的な利用や適正な処理を行うよう努めなければなりません。

道外産業廃棄物の搬入事前協議（第24条～第30条）

- 道外排出事業者等^{※1}は、道外産業廃棄物^{※2}の処理を道内において行おうとするときは、当該道外産業廃棄物の道内への搬入の開始日の60日前までに、書面で知事に協議しなければなりません。（第24条）
- 知事は、協議の内容が次の基準に適合することを確認の上、その結果を道外排出事業者等に通知します。（第24条）
 - ・道が策定した廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであること。
 - ・専ら道内での循環的な利用を行うための処理であること。
 - ・道外産業廃棄物を排出した事業場から処理を行う道内の施設までの運搬の経路が明確であること。
 - ・道外産業廃棄物の運搬における飛散及び流出の防止の措置、悪臭、騒音及び振動の発生の防止の措置、その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。
 - ・道外産業廃棄物の運搬における積替え、一時的な保管等により、道外排出事業者等を特定できなくなるおそれがないこと。など
- 知事は、道外産業廃棄物の搬入又は処理が、これらの基準に適合しないときや、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、道外排出事業者等又は道外産業廃棄物の処理を行なう道内処理業者等に対し、道外産業廃棄物の搬入又は処理の中止、搬入又は処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。（第27条）
- 知事は、毎年度、道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況について、その概要を公表します。（第28条）
- 協議を行わないで道外産業廃棄物を搬入した場合や、不正な手段により協議を行い道外産業廃棄物を搬入した場合は、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。（第41条）
- これらの規定は、平成21年7月1日以後の道外産業廃棄物の搬入について、適用します。なお、協議は、同年4月1日から受け付けます。（窓口…北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）

※1 道外において産業廃棄物を排出した事業者又は道外において中間処理産業廃棄物を排出した中間処理業者

※2 道外において排出された産業廃棄物又は中間処理産業廃棄物



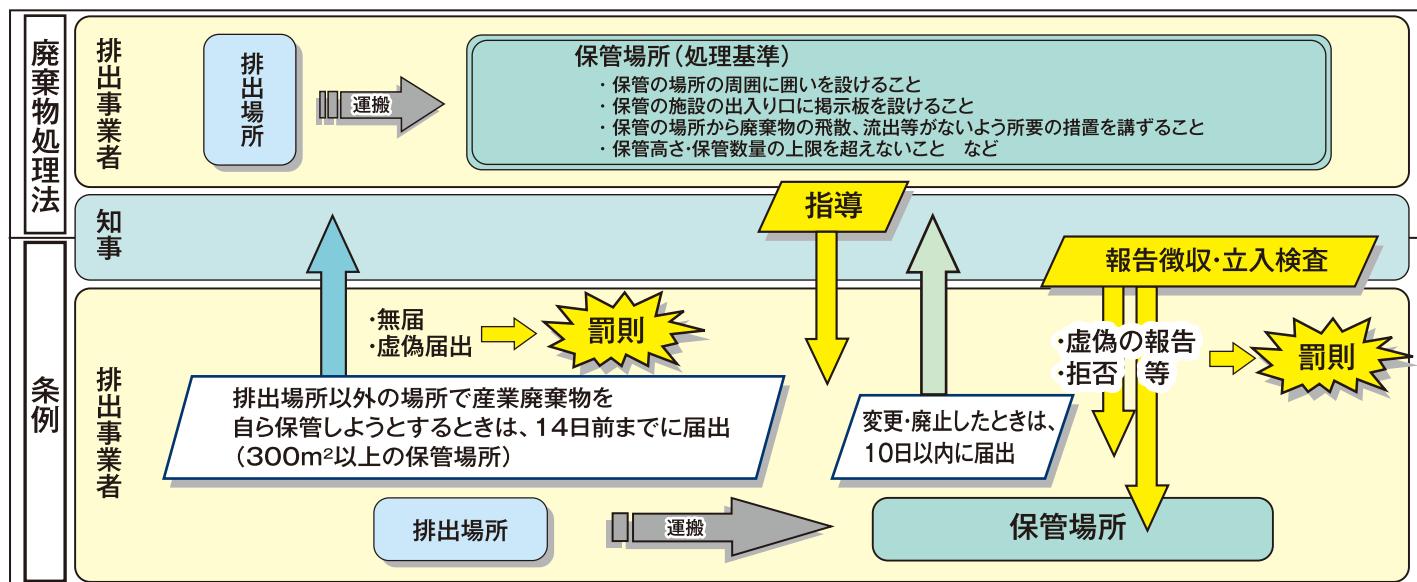


9 産業廃棄物の適正な処理の推進(第31条～第35条)

産業廃棄物を保管する場所の届出（第31条、第34条、第35条）

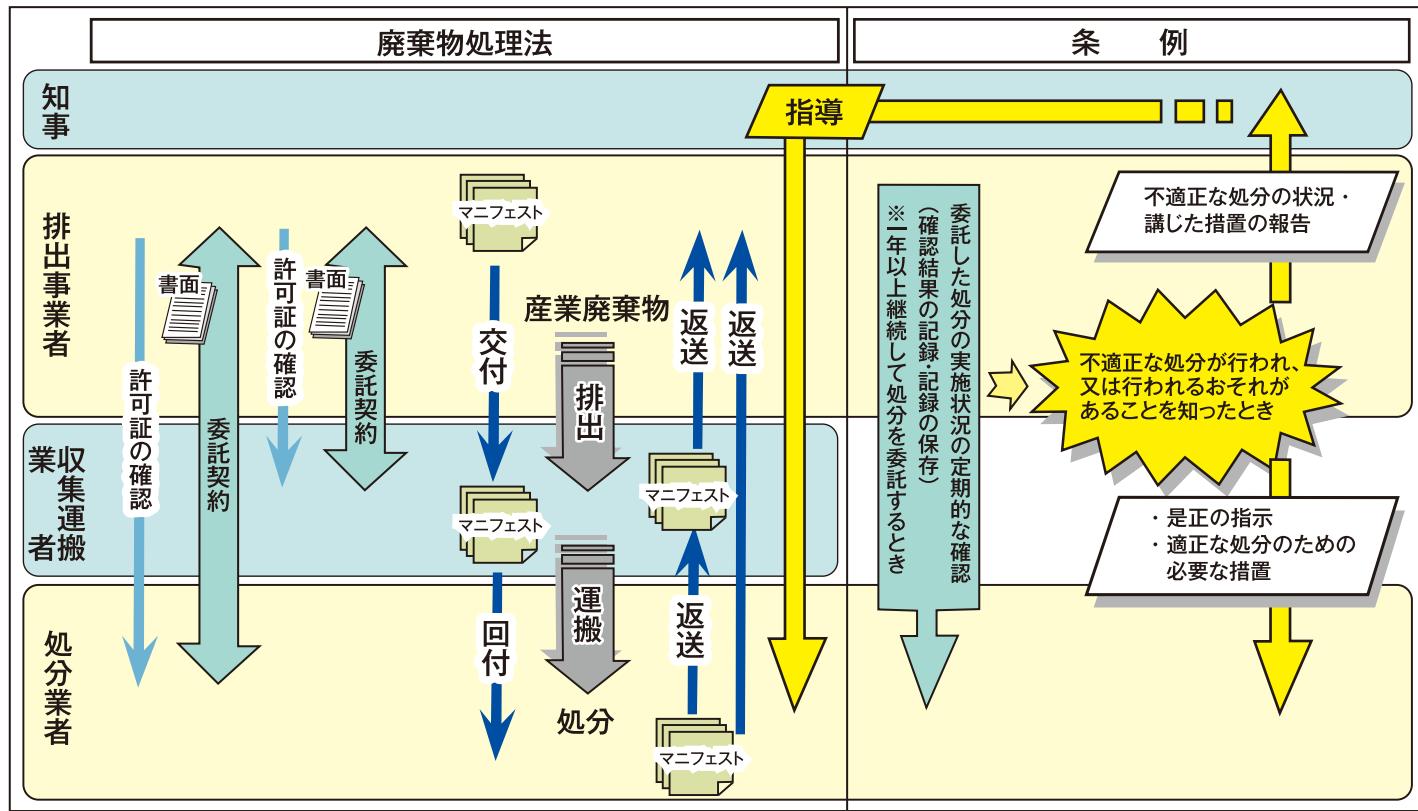
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに、保管の開始日の14日前までに、知事に届け出なければなりません。(第31条)
ただし、次の場合を除きます。
- ・保管の場所の面積が300平方メートル未満の場合
 - ・事業者が自ら設置した廃棄物処理法の許可を受けた施設で保管する場合
 - ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）を保管する場合^{※1}
 - ・札幌市、函館市又は旭川市の区域で保管する場合 など
- 届出を行わず又は虚偽の届出をして産業廃棄物を保管した場合などは、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。(第41条)
- これらの規定は、平成21年7月1日以後の産業廃棄物の保管について、適用します。なお、届出は、同年6月1日から受け付けます。（窓口…各支庁地域振興部環境生活課）
- 既に産業廃棄物の保管を行っており、引き続き、平成21年7月1日以後も保管を継続する場合は、同年7月1日から9月30までの間に届出を行わなくてはなりません。

^{※1} P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出は必要です。



委託した処分の状況の確認及び記録等（第32条）

- 事業者は、1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、当該委託に係る処分の実施の状況などを確認し、その結果を記録・保存しなければなりません。（札幌市、函館市又は旭川市の区域で排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者には適用されません。）
- ・確認は、産業廃棄物の処分が行われる施設において、事業者自ら又は代理人（処分の受託者を除く。）が実地に調査する方法により行わなければなりません。
 - ・確認する事項は、委託した産業廃棄物の処分の実施の状況、施設の状況、産業廃棄物の保管の状況です。
 - ・確認の記録は、確認を行った日付、確認を行った人の氏名、確認の方法、確認した事項の結果を記録（様式は任意）する方法で行わなければなりません。なお、代理人に調査をさせる場合は、記録する事項について代理人から書面により報告を受けるものとします。
 - ・記録は、事務所に据え置き、確認を行った日から5年間保存しなければなりません。（代理人からの書面も同様です。）
- この確認の方法及び記録の方法は、電子マニフェストを利用した場合、マニフェストの交付が不要な場合、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合していると知事等が認めた産業廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、適用されません。
- 事業者は、委託に係る産業廃棄物について、不適正な処分が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに、産業廃棄物処分業者に対し、是正の指示、その他産業廃棄物の適正な処分のために必要な措置を講ずるとともに、産業廃棄物の不適正な処分の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければなりません。
- これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。

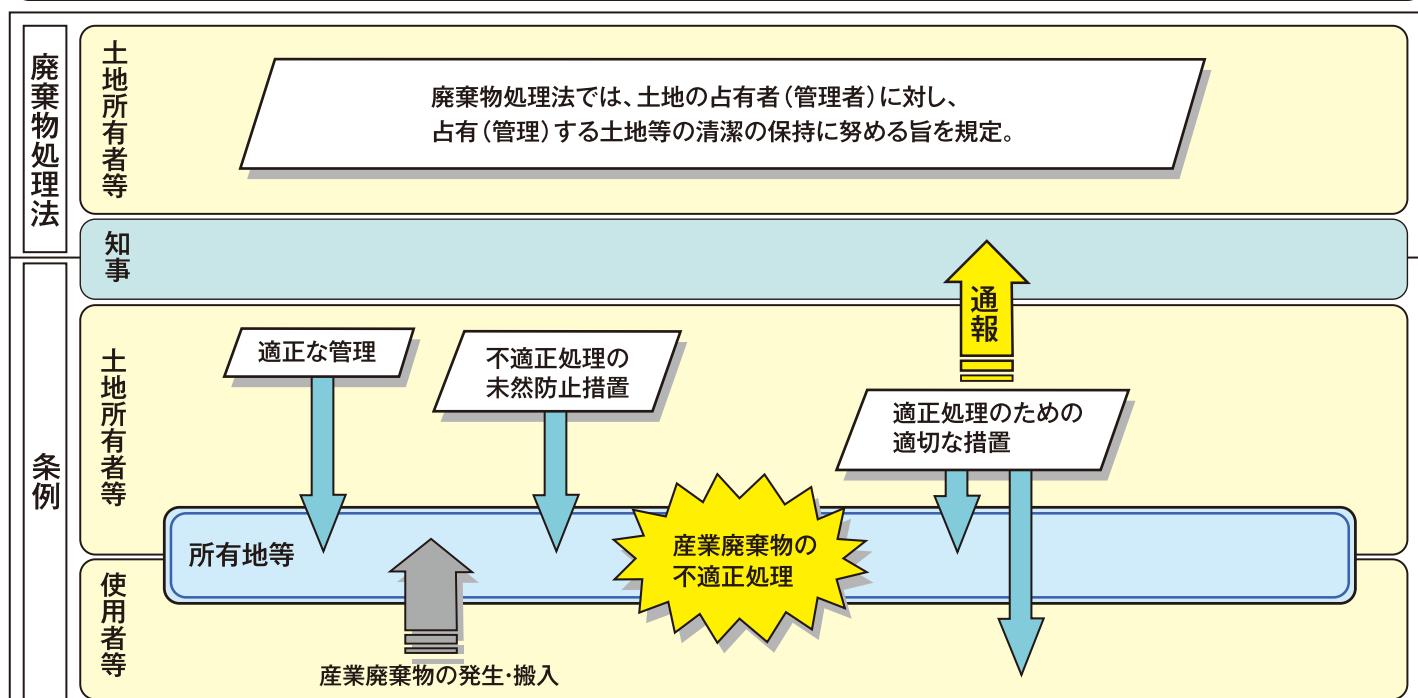


土地の適正な管理等（第33条）

- 土地所有者等^{*1}は、所有地等^{*2}において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させるときは、当該他の者(使用者等)が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等において、使用者等により産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、当該使用者等への警告など産業廃棄物の処理が適正に行われるようするための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 土地所有者等は、所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、知事に通報しなければなりません。
- これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。ただし、札幌市、函館市又は旭川市の区域に所在する土地の土地所有者等には適用されません。

*1 土地を所有、占有、又は管理する者

*2 土地所有者等が所有、占有、又は管理する土地



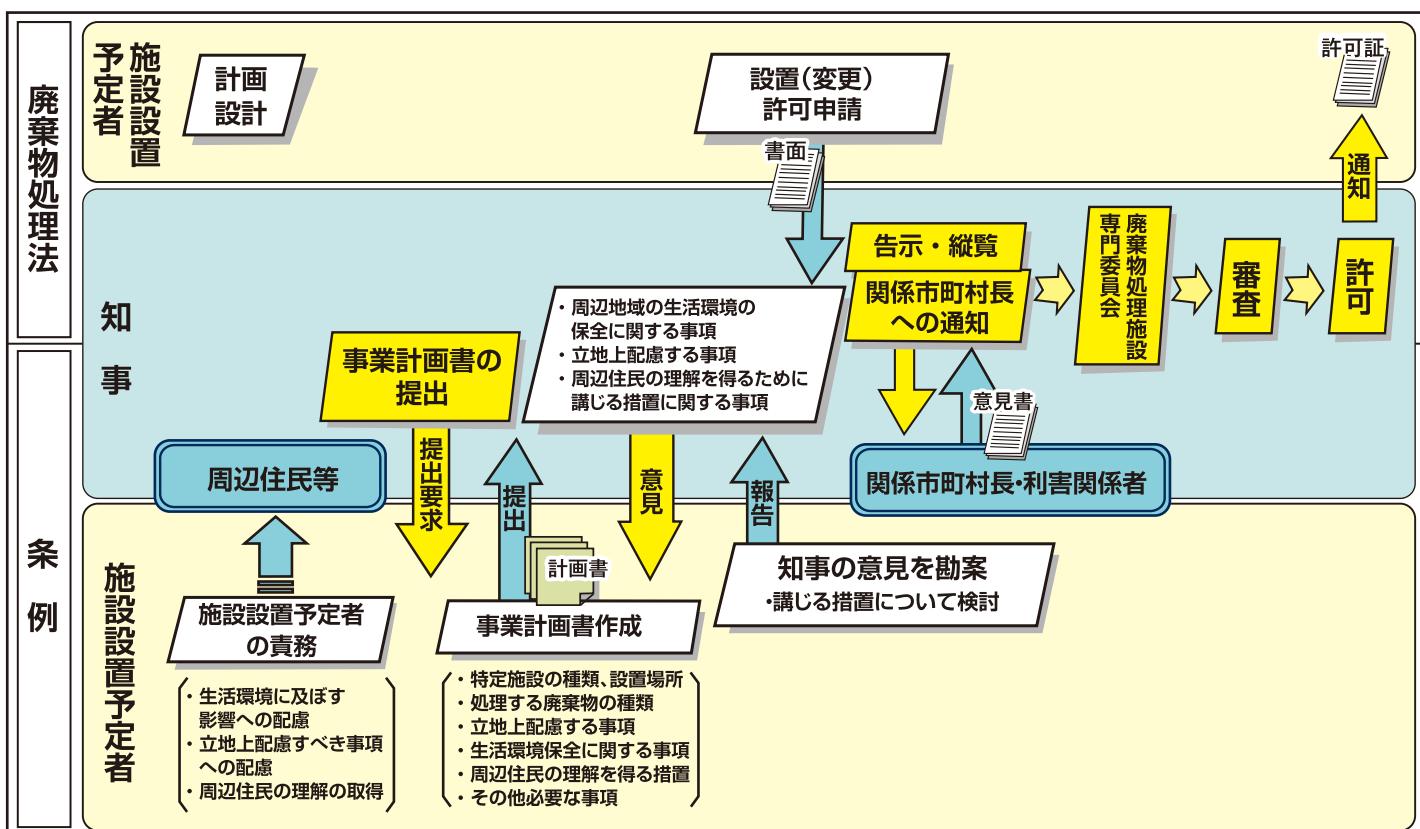


10 廃棄物処理施設の設置手続き等(第36条～第38条)

○ 廃棄物処理施設の設置手続き等

- ①廃棄物の処理施設のうち特定施設を設置しようとする者(特定施設設置予定者)は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び立地上配慮すべき事項に十分配慮するとともに、周辺住民の理解を得るよう努めなければなりません。
- ②知事は、特定施設設置予定者に対し、あらかじめ事業計画書の提出を求めています。
- ③知事は、②の事業計画書を提出した者に対し、①の責務に関する意見を述べることができ、意見を受けた者はその意見を勘案して必要な措置を講じ、知事に報告をする必要があります。
- ④特定施設設置予定者は、市町村又は周辺住民から協定締結の要請があった場合は、これに応ずるよう努めなければなりません。
- ⑤特定施設とは、産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の焼却施設、PCBの処理施設、廃石綿の溶融施設、有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設、シアンの分解施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設です。

○ これらの規定は、平成21年7月1日から適用します。ただし、札幌市、函館市又は旭川市の区域における特定施設の設置等には適用されません。



北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-204-5196 (直通)

FAX: 011-232-4970

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/junkanjourei.htm